

介護保険法施行規則

(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号)

最終改正：平成二八年一二月二七日厚生労働省令第一八三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）及び介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定に基づき、介護保険法施行規則を次のように定める。

(中略)

(指定の申請)

第二十二條の二十六 令第三条第一項第二号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 研修の名称
- 三 事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）
- 四 学則
- 五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 六 （省略）
- 七 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 八 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

九 その他指定に関し必要があると認める事項

(中略)

(名簿の記載事項)

第二十二条の二十八 令第三条第二項第二号 イの厚生労働省令で定める事項は、養成研修修了者（同条第一項 に規定する養成研修修了者をいう。）の氏名、生年月日、研修の修了年月日及び同条第一項 の証明書の番号とする。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第二十二条の二十九 介護員養成研修事業者（令第三条第一項第二号 に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。）は、第二十二条の二十六第一項各号（第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）若しくは第二項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、休止し、又は再開した場合にあっては、その研修の名称及びその年月日
- 二 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
- 三 休止した場合にあっては、その予定期間

(名簿等の提出)

第二十二条の三十 介護員養成研修事業者は、毎事業年度終了後二月以内に、令第三条第二項第二号 イに規定する名簿及び事業報告書を当該指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第二十二条の三十一 令第四条第一項第九号 に規定する福祉用具専門相談員指

定講習（以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。）は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具（法第八条第十二項 に規定する福祉用具をいう。第百四十条の六十二の十二第一号ハにおいて同じ。）の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。

- 2 講習は、講義及び演習により行うものとし、その実施に当たっては、講習において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

（証明書の様式）

第二十二条の三十二 令第四条第一項第九号 に規定する証明書の様式は、様式第十二号によるものとする。

（福祉用具専門相談員指定講習の指定の基準）

第二十二条の三十三 令第四条第一項第九号 の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 講習は、年に一回以上開催されること。
- 二 講習の内容は、厚生労働大臣が定める内容以上であること。
- 三 前号に規定する講習の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 四 講師は、講習の課程を教授するのに適当な者であること。

（準用）

第二十二条の三十四 第二十二条の二十六第一項（第六号を除く。）及び第二十二条の二十八から第二十二条の三十までの規定は、福祉用具専門相談員指定講習について準用する。この場合において、第二十二条の二十六第一項中「令第

三条第一項第二号」とあるのは「令第四条第一項第九号」と、同項第四号中「学則」とあるのは「運営規程」と、第二十二條の二十八中「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第四条第二項第二号イ」と、「養成研修修了者（同条第一項に規定する養成研修修了者をいう。）」とあるのは「同条第一項第九号の証明書の交付を受けた者」と、「同条第一項」とあるのは「同号」と、第二十二條の二十九中「介護員養成研修事業者（令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修事業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者（令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習事業者をいう。以下同じ。）」と、「第二十二條の二十六第一項各号（第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）若しくは第二項各号」とあるのは「第二十二條の三十四において準用する第二十二條の二十六第一項各号（第八号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。）」と、第二十二條の三十中「介護員養成研修事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員指定講習事業者」と、「令第三条第二項第二号イ」とあるのは「令第四条第二項第二号イ」と読み替えるものとする。

（後略）